**全体についての消防計画チェックリスト（防火）**

|  |  |
| --- | --- |
| 作　成　す　る　内　容 | 作　　成チェック |
| １ | 目的 |  |
| ２ | 適用の範囲 |  |
| ３ | 防火管理業務の一部委託 |  |
| ４ | 管理権原者の責務及び各防火管理者の業務 |  |
| ５ | 統括防火管理者の責務と権限 |  |
| ６ | 統括防火管理協議会等 |  |
| ７ | 火災予防対策 |  |
| ８ | 放火防止対策 |  |
| ９ | 工事中の安全対策 |  |
| １０ | 訓練・教育 |  |
| １１ | 自衛消防隊の編成及び任務等 |  |
| １２ | 震災対策 |  |
| １３ | 大雨・強風時等の自衛消防対策 |  |
| １４ | その他 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（備考）

１　作成チェックは、防火対象物全体の消防計画の作成者が、当該防火対象物の全体の消防計画の作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「レ」印でチェックしてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体についての消防計画

**全体についての消防計画Ⅰ（防火）**

　　年　　月　　日作成

|  |
| --- |
| １　目的 |

　この計画は、消防法第8条の２第1項に基づき（　　　　　　　　　　　　　　　）全

体の防火管理上必要な事項を定め、火災予防及び火災、地震その他の災害等による人命の

安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

|  |
| --- |
| ２　適用の範囲 |

（１）　この計画を適用する範囲は、当該防火対象物の敷地並びに事業所の占有部分及び

共用部分とし、適用を受ける者は、管理権原者、防火管理者及びその他勤務する者

等とする。

（２）　防火対象物等の各管理権原者の権原が及ぶ範囲については、別記「防火対象物等の管理権原者の権原の範囲」のとおりとする。

|  |
| --- |
| ３　防火管理業務の一部委託【　☐　該当　□　非該当　】 |

（１）　計画の適用

　　　　この計画は、委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）についても適用する。

（２）　全体についての防火管理業務の一部を別表１の「防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

（３）　委託者からの指揮命令

受託者は、この計画の定めるところにより、各管理権原者、統括防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

（４）　委託者への報告

　　　　受託者は、受託した全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。

（５）　統括防火管理者は、業務把握のために受託者が実施する防火管理業務についての委託契約書等の内容を確認する。

|  |
| --- |
| ４　各管理権原者の責任及び各防火管理者の業務 |

（１）　各管理権原者の責任

　　ア　各管理権原者は、それぞれの消防計画に基づき、防火管理者に防火管理上必要な

業務を適正に行わせるとともに、この計画の定めるところにより統括防火管理者が

行う防火管理業務の推進に協力し、防火対象物全体の安全性の向上に努めなければ

ばならない。

イ　すべての管理権原者の協議により、統括防火管理者を定め、防火対象物等の全体

についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

ウ　各管理権原者は、統括防火管理者を定め、選任又は解任したときは消防署長へ届出なければならない。

エ　前ウの届出は、各管理権原者の協議によりその代表者名をもって行う。

オ　前エにより管理権原者の代表となった者は、統括防火管理者が全体の消防計画を作成又は変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。

（２）　各防火管理者の業務

ア　各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、防火管理

上必要な次の事項について統括防火管理者に報告し、又は承認を受けなければなら

ない。

|  |  |
| --- | --- |
| 報告事項 | 内　容 |
| 事業所の防火管理関係 | １　防火管理者の選任又は解任されたとき２　事業所の消防計画を作成又は変更したとき３　事業所の消防計画に定めた訓練の実施するとき |
| 点検・検査の結果報告 | １　防火対象物等の法定点検の実施及び結果について２　消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について３　建築物等の定期検査の実施及び結果について４　消防機関が行う検査等の実施及び結果について５　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき |
| 火気・危険物関係 | １　臨時に火気を使用するとき２　大量の可燃物を搬入するとき |
| 使用状況の変更関係 | １　内装改修又は改築等の工事を行うとき２　用途（一時的含む。）を変更するとき３　客席又は避難通路の変更を行うとき４　火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき５　催物を開催するとき |
| その他 | １　統括防火管理者から指示された事項を履行したとき２　その他火災予防上必要な事項 |

イ　各事業所の消防計画は、全体についての消防計画に適合させなければならない。

|  |
| --- |
| ５　統括防火管理者の業務と権限 |

（１）　統括防火管理者は、防火対象物全体の防火管理業務を適正に行うため、次の事項

を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務項目 | 内　　容 |
| 監督・指示業務 | 　全体についての防火管理業務を行う上での、各防火管理者への必要な指示に関すること。 |
| 訓練業務 | 　全体の消防計画に基づく、防火対象物全体で行う消火、通報、避難訓練の定期的な実施に関すること。 |
| 避難施設の維持管理業務 | 　防火対象物等の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設な施設の管理に関すること。 |
| 消防隊の支援 | 　消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導 |
| 計画の作成・届出 | １　全体についての消防計画の作成又は変更すること。２　全体についての消防計画の各管理権原者への周知 |
| その他 | 防火対象物等の全体についての防火管理上必要な業務 |

（２）　統括防火管理者は、防火対象物全体の防火管理業務の実効性を確保するため、各

防火管理者による次の防火管理業務が行われていないときは、当該防火管理者に対

して次の事項を指示できるものとする。

　　ア　防火対象物の廊下、階段等に避難の障害となる物品等を置いた状態が是正されな

い場合の当該物品等の除去

　　イ　全体の消防計画に従って実施される訓練に参加しない場合の訓練参加の要請

|  |
| --- |
| ６　統括防火管理協議会等 |

（１）　統括防火管理協議会の設置等

ア　当該防火対象物全体の防火管理を行うため、全ての管理権原者で構成する

　　　　　　　　　　防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

イ　協議会は、会長（代表者）、副会長及び会員（以下「協議会構成員」という。）に

より構成し、別表２に示すとおりとする。

ウ　会長は、各管理権原者の推薦により選出し、副会長は、会長の指名後各管理権原者の同意を得る。

エ　会長は、協議会を代表し、各管理権原者と相互に意思疎通を図り、会務を統括す

る。

オ　会長は、協議会の開催に際し必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求める

　ことができる。

カ　副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

キ　会長は、各管理権原者と協議して統括防火管理者を選任又は解任し、消防署長へ

　届け出る。

ク　協議会の事務局は、会長の事業所に置き、会長又は統括防火管理者の指示を受け

　て協議会の事務を行う。

（２）　協議会において審議する事項は次のとおりとする。

　　ア　協議会の設置及び運用に関すること。

　　イ　協議会の会長の選任に関すること。

　　ウ　統括防火管理者に付与する建物全体についての防火管理上の権限に関すること。

　　エ　全体の消防計画の内容及び建物全体についての防火管理上必要な事項に関するこ

と。

　　オ　全体の消防計画と事業所消防計画との整合に関すること。

（３）　自衛消防組織の設置【　☐該当　□　非該当　】

　　　　火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者の避難誘導その

　　　他火災の被害の軽減のために必要な業務を行う自衛消防組織に関する協議会（以下

「自衛消防協議会」という。）を設置し、次のとおり審議事項、自衛消防組織の統括

管理者の選任等に関する事項を定める。

　なお、自衛消防協議会の構成は、防火管理協議会と兼ねるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　　容 |
| 自衛消防協議会の審議する事項 | １　自衛消防組織に係る協議事項の審議、承認に関すること２　自衛消防組織に係る装備等に関すること３　自衛消防訓練に関すること４　その他必要な事項 |
| 統括管理者の選任 | １　自衛消防組織に統括管理者を置く２　統括管理者は防火対象物自衛消防隊長とする３　統括管理者には、自衛消防業務講習修了者等の資格者を当てる |
| 統括管理者の責務 | １　自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう自衛消防組織を統括する２　統括防火管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。 |
| 自衛消防組織の業務の範囲 | １　自衛消防組織は、当該防火対象物等の全体についての防火管理上必要な業務を行う。２　隣接する防火対象物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき、当該防火対象物に設置されている消防用設備等を有効に活用し活動する。 |
| 届出 | 　自衛消防協議会で協議され、了承された自衛消防組織の設置又は変更については、自衛消防協議会の会長が自衛消防協議会構成員を代表して消防機関へ届け出る。 |
| ７　火災予防対策 |

　統括防火管理者は、防火対象物内外の共用部分の出火防止対策を推進するため、各防火

管理者と協力して次の事項を徹底する。

（１）全体的な事項

　　ア　火気使用機器・器具等の設置又は使用の管理・監督

　　イ　喫煙管理

　　ウ　可燃物、危険物品等の管理

　　エ　放火防止対策

（２）　自主的に行う点検・検査

　　　　統括防火管理者は、区域、項目ごとに点検実施者を指定し、自主点検・検査を行わせ、定期的に確認する。

　　ア　出火防止、避難安全の確認は、原則毎日行うこととし、建物及び消防用設備等の確認は法定点検等の時期を踏まえて、年2回程度実施するよう予定する。

　　イ　建物及び消防用設備等の確認は、　　月頃と　　　　月頃に行う。

　　　①　建物の確認は、別表３（自主検査チェック表「建物」）により行う。

　　　②　消防用設備等の確認は、別表４（自主チェックリスト表「消防用設備等」）によ

り行う。

　　　③　特例適用【　□　該当　☐　非該当　】

申請内容が適正に維持管理されているかもあわせて実施するとともに、事業所

の防火管理者に対しても同様に実施するよう指示する。

（３）　防火対象物等の法定点検（防火対象物点検報告）【　☐該当　□　非該当】

　　ア　防火対象物の点検は、　　　　　　　　　　　　　　　　の責任により行う。

　　イ　各管理権原者は、点検に必要な場所への立入を認めるなど、点検が適切に実施

できるよう相互に協力する。

　　ウ　点検を実施する場合は、各事業所の防火管理者等が立ち会う。

　　エ　防火対象物の法定点検は　　　　　　　　　　　　　　　に委託して行う。

（４）　消防用設備等の法定点検（消防用設備等点検報告）

　　ア　消防用設備等の法定点検は、　　　　　　　　　　　　　の責任により行う。

　　イ　防火対象物全体で行う点検は、別表５（消防用設備等・特殊消防用設備等点検計

画表）に基づき実施する。

　　ウ　各管理権原者は、点検に必要な場所への立入を認めるなど、点検が適切に実施

できるよう相互に協力する。

　　エ　点検を実施する場合は、各事業所の防火管理者等が立ち会う。

（５）　点検後の対応

　　ア　各管理権原者は、点検により判明した不備欠陥について速やかに改修し、統括防

火管理者へ報告すること。

イ　統括防火管理者は、防火対象物等及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまと

め、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳

に３年間保管する。

（６）　避難施設の維持管理及びその案内

　　　　統括防火管理者は、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等について、次の事

項を遵守し適正に維持管理する。

　　ア　避難口、廊下、階段、通路等の避難施設

　　　①　避難の障害となる施設又は物品を設けない。

　　　②　床面は避難に際し、つまずき、すべり等が生じないように維持する。

　　　③　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

　　イ　安全区画、防煙区画

　　　①　防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる設備又は物品を置かない。

　　　　　なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておく。

　　　②　防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃物品を置かない。

　　ウ　避難経路の案内

　　　　統括防火管理者は、各防火管理者及び防火管理業務に従事する者に廊下、階段、

避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて

避難経路図等を掲出する。

|  |
| --- |
| ８　放火防止対策 |

統括防火管理者は、放火防止対策について事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を

推進する。

（１）　建物内外の可燃物等の除去

（２）　物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

（３）　不審者等への声掛け

（４）　死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去

（５）　その他

|  |
| --- |
| ９　工事中の安全対策 |

（１）　統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火管理者等と協力して、「工事中の消防計画」を作成し、消防機関へ届け出る。

（２）　統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、公示・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

|  |
| --- |
| １０　訓練・教育 |

（１）　防火教育

　　ア　各管理権原者は、統括防火管理者や各事業所の防火管理者をはじめ火元責任者そ

の他の防火管理業務に従事する者に対する知識及び技能の向上を図るため、消防機

関等が実施する防火関連行事に積極的に参加させる。

　　イ　統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理者業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

　　　　なお、統括防火管理者が行う防火教育は、防火対象物全体の消防訓練等の実施に合せ行う。

　　ウ　防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は次による。

　　　①　全体についての防火管理に係る消防計画の内容の周知

　　　②　各事業所の権限の範囲とその責務等

　　　③　防火対象物自衛消防隊の編成とその任務

　　　④　消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領

　　　⑤　廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

　　オ　各事業所の従業員に対する防火教育は、各事業所の防火管理者が作成した消防計画に基づき実施する。

（２）　訓練

　　ア　統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、自衛消防隊が迅

速かつ的確に所定の行動がとれるよう、定期的に防火対象物等の全体についての自

衛消防訓練を実施する。

　また、訓練を実施する場合はあらかじめ「自衛消防訓練通知書」により消防署長

に通知する。

　　イ　訓練の実施時期は次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 実施時期 | 実施内容 |
| 総合訓練 | 　　月頃　　　　月頃 | 初期消火・通報連絡・避難誘導 |
| 部分訓練 | 　　　月頃　　　　月頃 | 消火設備等の取扱い要領避難誘導要領消防機関への通報要領 |

　　ウ　統括防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

　　エ　「自衛消防訓練通知書」は、防火管理台維持台帳に綴じて保存する。

|  |
| --- |
| １１　自衛消防隊の編成及び任務等 |

（１）　自衛消防隊の編成

ア　管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に

とどめるため、自衛消防隊及び担当（班）の任務を別表６のとおり編成する。

イ　防火対象物自衛消防隊には、防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊を編成する。

|  |
| --- |
| １　防火対象物本部隊 |
| ①　防火対象物本部隊には、防火対象物自衛消防隊長及び班を置く。②　防火対象物自衛消防隊長は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　がその任務に当たる。③　防火対象物自衛消防隊長には、その任務の代行者を定める。④　班は、通報連絡班（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。（各班に必要な人員は各事業所が分担する。）□　防災センターを設置する場合は、防火対象物本部隊の活動拠点とし、防災センター要員を防火対象物本部隊に配置する。 |
| ２　防火対象物地区隊 |
| ①　防火対象物地区隊に防火対象物地区隊長及び班を置く。②　防火対象物地区隊の組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。③　火災、地震その他の災害等が発生した場合、防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに防火対象物自衛消防隊長へ状況を適宜報告、連絡する。④　班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。 |

ウ　防災センターがある場合は、次に掲げる事項を行う。

　①　防災センターにおいて、消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の監視・操

作等を常時行うことができるよう集中して管理する。

　　　②　統括防火管理者は、災害活動上必要な情報並びに防災センターの機能及び人員

を有効に活用して、防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持

管理を行う。

　　　③　すべての協議会構成員（各管理権原者）は、災害活動の拠点となる防災センタ

ーに、災害活動上必要な情報を提供するとともに、統括防火管理者が防災センタ

ーを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理できるよう協力しなければ

ならない。

（２）　防火対象物自衛消防隊の活動範囲

　　ア　防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。

イ　近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている

消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

（３）　防火対象物自衛消防隊長等の権限と責務

|  |  |
| --- | --- |
| 対　象 | 権限と責務 |
| 防火対象物自衛消防隊長 | １　防火対象物自衛消防隊は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。２　自衛消防協議会会長の命を受け、防火対象物自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊への情報提供等、消防隊との連携を密にしなければならない。 |
| 防火対象物自衛消防隊長の代行者 | １　管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。２　防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って防火対象物自衛消防隊長の任務を代行する。 |
| 防火対象物地区隊長 | １　防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに防火対象物自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。２　防火対象物地区隊長は、担当区域に直接影響がないと認めたときは、本部において防火対象物自衛消防隊長を補佐する。 |

（４）　火災発生時の自衛消防活動

　　ア　防火対象物本部隊

　　　①　本部隊は、管理する区域で火災が発生した場合、初動対応（事業所地区隊を設置している場合は、その統制）を行う。

②　本部隊の通報連絡（情報）班は、本部要員として活動拠点における任務に当た

る。

③　本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、地区隊長の指揮

の下で現場員として火災発生場所における任務に当たる。

④　地区隊を編成している場合は、防火対象物自衛消防隊長は、地区隊長が不在と

なった区域で火災が発生したとき、現場に駆け付けた現場員のうち1名を指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。

　　イ　防火対象物地区隊

　　　　地区隊は、当該地区隊の担当する区域で発生した火災において、当該地区隊が中

　　　心となり、当該地区隊長の指揮の下に初動措置として次の事項を基本として行い、

必要な事項は各事業所の消防計画に定める。

　　　①　通報連絡（情報）班は、本部隊への通報連絡

　　　②　初期消火班は、消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導

　　　③　避難誘導班は、出火時における避難者の誘導

　　　④　応急救護班は、救出及び負傷者に対する応急処置

　　　⑤　安全防護班は、水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッタ

ーの操作

（５）　営業時間外等の自衛消防活動体制

　　ア　休日、夜間等で事業所内に在館者がいる場合は、在館している者全員で通報連絡、

初期消火、避難誘導等の自衛消防活動を行う。

イ　営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた各防火管理者等は、

直ちに現場に駆け付ける。

ウ　防災センターがある場合は、防災センター要員、守衛等は定期に巡回する等して

火災予防上の安全を図る。

（６）　装備及び管理

　　　　自衛消防隊員等の装備品は、ヘルメット、警笛、照明等とし、必要数を整備するとともに、維持管理する。

|  |
| --- |
| １２　震災対策 |

　　　各管理権原者は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　　　容 |
| 任務分担 | 　管理権原者は、各事業所における地震対策を講ずる。 |
| 事前対策 | １　地震等の災害に備え、救護等の資器材と非常用物品を確保し、定期的に点検整備を行う。２　家具・什器類等の転倒・落下・移動防止対策を行う。３　統括防火管理者は、建築物及びこれに付随する工作物（看板・装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に報じて各防火管理者に対して補強等を促す。４　統括防火管理者は、各事業所が実施する家具・什器類の転倒・落下・移動防止対策状況を確認し、不備等がある場合は、各防火管理者等に対して必要な措置を講ずるよう促す。 |
| 震災時の自衛消防活動 | 　各防火管理者は、情報収集、初期救助、初期救護等の震災時の活動について、事業所間の連携を図る。　それぞれの地区での活動を地区隊が受け持ち、本部隊は被害が最も大きい地区を優先して活動する。 |
| 緊急地震速報の活用 | 訓練及び防火教育等の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法、活用対策等について従業員等に周知しておき、有効に活用する。 |
| 出火防止及び初期消火活動 | １　火気設備・器具の付近にいる従業員は、身の安全を確保し、揺れが治まった後、電源、燃料等の遮断等を行う。２　防火担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備・器具及びその他の施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。３　火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。４　危険物施設がある場合は、流出又は漏洩の発生に対し、自衛消防隊の組織を活用して応急措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。 |
| 初期救助・救護活動 | １　本部隊の応急救護班は、地震発生時に倒壊建物等に挟まれたり閉じ込められた人の把握に努め、救出救護活動に当たる。２　地区隊の応急救護班の任務と装備は各事業所の消防計画に定める。３　周辺地域で救助や救護等が必要な場合は協力する。 |
| 被害状況等の把握 | １　本部隊の通報連絡（情報）班は、周辺の被害状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に報告するとともに、その情報を地区隊に連絡する。２　地区隊の通報連絡（情報）班は、それぞれの地区の被害状況を把握し、地区隊長に報告する。３　地区隊長は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気設備・器具の点検結果を併せて防火対象物自衛消防隊長に報告する。４　防火対象物自衛消防隊長は、被害内容に対し、防火対象物本部隊及び地区隊長に必要な応急措置を講じるよう指示する。５　防火対象物自衛消防隊長は、被害状況の把握と併せで、テレビ、ラジオ等から外部の情報を収集し、必要な情報を自衛消防隊員及び在館者に伝達する。□　防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強して館内を巡回させ情報収集等を行う。 |
| 避難及び避難場所 | １　地区隊の避難誘導班は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班員に報告する。２　本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導班と協力して避難場所へ誘導する。　一時集合場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| １３　大雨・強風等に係る自衛消防対策 |

（１）　各防火管理者は、埼玉県、市町等が公表する洪水ハザードマップ、浸水予想区地図などの被害予測を定期的に確認し、当該防火対象物の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

（２）　各管理権原者は、大雨又は強風等に伴う災害を予測するため、各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

　　ア　普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認

　　イ　建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾等）の落下防止措置

　　ウ　側溝、排水溝の清掃状況の確認

　　エ　水防資器材の定期的な点検・整備

（３）　大雨・強風等による自衛消防活動は火災時の活動要領に準じて実施する。

（４）　台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予測される場合、自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じて在館者に伝達する。

（５）　各防火管理者又は指定された従業員等は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況を把握するとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備等の誤作動等の防止を図る。

|  |
| --- |
| １４　その他 |

　本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定する。

　　　附　則

　この計画は　　年　　月　　日から施行する。

管理権原者の権限の範囲

別記（防火対象物の管理権原者の権限の範囲）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者（法人の場合は名称及び代表者氏名） | 所有部分 | 権限の範囲 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権限の範囲 | 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権限の範囲 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 平面図 |
| 階層 |  | 階層 |  |
|  |  |

全体についての防火理業務の一部委託状況表

別表１（全体についての防火理業務の一部を第三者へ委託している場合）

　　　　年月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 全体についての防火管理業務の一部受託者氏名及び住所等（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地） | 受託者が再委託する場合再受託者の氏名及び住所 |
| 氏名（名称）　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　担当事務所（電話番号）所在地電話番号　　　　　　　　 |  |  |
| 受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲及び方法については以下のとおり | 再受託者の防火管理業務の範囲・方法については下記のとおり |
| 常駐方式 | 範　　囲 | □避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備の監視・操作業務 | □同左□同左 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | □同左 |
| □火災　　　　□地震　　　　□その他（　　　　　　　　） | □同左　　□同左　　□同左 |
| □初期消火　　□避難誘導□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　） | □同左　　　□同左□同左　　　□同左 |
| 方　　法 | 常駐場所 |  |  |
| 常駐人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間等 |  |  |
| 巡回方式 | 範　　囲 | □避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備の監視・操作業務 | □同左□同左 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 | □同左 |
| □火災　　　　□地震　　　　□その他（　　　　　　　　） | □同左　　□同左　　□同左 |
| □初期消火　　□避難誘導□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　） | □同左　　　□同左□同左　　　□同左 |
| 方　　法 | 巡回回数 |  |  |
| 巡回人数 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| 遠隔監視方式 | 範　　囲 | □消防設備等の遠隔監視・操作業務 | □同左 |
| □火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動□火災　　　　□地震　　　　その他（　　　　　　　　　） | □同左 |
| □同左　　□同左　　□同左 |
| □初期消火　　□避難誘導□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　） | □同左　　　□同左□同左　　　□同左 |
| □その他（　　　　　　　　　　　） | □その他（　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  |
| 到着所要時間 |  |
| 委託する防火対象物区域 |  |
| 委託する時間帯 |  |

備考：委託者の行う防火管理業務の範囲については、該当する項目の□にレ印を付する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　防火管理協議会構成員一覧表

別表２（防火管理協議会を設置する場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 事業所名 | 職・氏名 | 電話番号等 | 備考 |
| 会長（代表者） |  |  |  |  |
| 副会長 |  |  |  |  |
| 副会長 |  |  |  |  |
| 統括防火管理者 |  |  |  |  |
| ※自衛消防組織 | 自衛消防協議会 |  |
| 統括管理者 |  |
| 事務局 |  |

　※印は、該当する場合に記入する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 事業所名 | 管理権原者職・氏名 | 防火管理者職・氏名 | 使用階等 | 電話番号 | 建物所有者との関係 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

建物等自主検査チェックリスト「建物」

別表３（自主点検・検査チェックリスト）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施事項及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部に緩み・浮きがないか。 |  |
| 防火上の構造 | （1） | 外壁の構造等外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| （2） | 防火区画等①　防火区画等の壁、天井等に破損がないか。 |  |
| ②　自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。〔確認要領〕○　常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。　　　　　　○　煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| ③　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| ④　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| ⑤　防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。 |  |
| ⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設 | （1） | 廊下・避難経路①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| ②　火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 |  |
| ③　床面は、避難に際し、つまずき、すべり等がないか。 |  |
| （2） | 階段①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| ②　火災の予防又は避難の支障となる施設又は物件はないか。 |  |
| ③　非常用照明がバッテリーで点灯していないか。 |  |
|  | （3） | 避難口・主たる通路に設ける扉①　次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる戸であるか。 |  |
| ②　戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。 |  |
| ③　戸の開閉に支障となる障害物はないか。 |  |
| （4） | 消防隊非常用進入口は、表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 火気設備・器具 | （1） | 厨房設備（コンロ・レンジ、フライヤー等）。給湯器等①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| ②　ガス配管等は、亀裂、老朽、損傷していないか。 |  |
| ③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| ④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| ⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| （2） | 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）①　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備器具 | （1） | 変電設備①　電気技術主任者等の死角を有する者が検査を行っているか。 |  |
| ②　変電設備等の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| ③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| （2） | 電気器具①　タコ足配線を行っていないか。 |  |
| ②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設 | （1） | 少量危険物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| ③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| ④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| ⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| ⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| （2） | 指定可燃物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| ③　整理整頓の状況は正しいか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者 | 検査年月日 | 統括防火管理者確認 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |

（備考）不備欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者へ報告する。

（凡例）〇・・・良　×・・・不備欠陥　⊗・・・即時改修

該当しない項目は斜線で消すこと。

自主検査チェックリスト「消防用設備等」

別表４（自主点検・検査チェックリスト）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　　年　　月　　日実施） | １　設置場所においてあるか |  |
| ２　損傷、腐食等はないか。また、消火薬剤の漏れはないか。 |  |
| ３　安全栓が外されていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| ４　ホースに変形、損傷、老朽等がなく、内部に詰りがないか。 |  |
| ５　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　　年　　月　　日実施） | １　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ２　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ３　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| ４　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　　年　　月　　日実施） | １　散水の障害はないか。 |  |
| ２　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ３　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| ４　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| ５　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　　年　　月　　日実施） | １　散水障害はないか。 |  |
| ２　間仕切り、棚等による未警戒部分はないか。 |  |
| ３　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　　年　　月　　日実施） | １　泡の分布を妨げるものはないか。 |  |
| ２　間仕切り、棚等による未警戒部分はないか。 |  |
| ３　泡ヘッドの詰り、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　　　年　　月　　日実施） | １　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| ２　手動式起動装置又はその直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」、「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| ３　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれ等はないか。 |  |
| ４　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓（　　　年　　月　　日実施） | １　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ２　消火栓扉の表面には「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| ３　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　　年　　月　　日実施） | １　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| ２　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| ３　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷はないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　　年　　月　　日実施） | １　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ２　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ３　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| ４　感知器に破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　　年　　月　　日実施） | １　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ２　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ３　用途変更、間仕切り変更、ガス漏れ燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| ４　ガス漏れ検知器に破損、変形、脱落はないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　　年　　月　　日実施） | １　電源表示は点灯しているか。 |  |
| ２　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　　　年　　月　　日実施） | １　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ２　操作上の障害はないか。 |  |
| ３　押しボタンの保護板に破損、変形、脱落等はないか。 |  |
| 放送設備（　　　年　　月　　日実施） | １　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| ２　試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　　年　　月　　日実施） | １　避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| ２　格納場所付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 |  |
| ３　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| ４　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| ５　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　　年　　月　　日実施） | １　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| ２　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| ３　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| ４　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 連結散水設備（　　　年　　月　　日実施） | １　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ２　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ３　散水ヘッドの各部に変形、損傷等はないか。 |  |
| ４　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　　年　　月　　日実施） | １　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ２　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ３　送水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ４　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| ５　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常用コンセント（　　　年　　月　　日実施） | １　周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| ２　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| ３　表示灯は転倒しているか。 |  |
| 消防用水（　　　年　　月　　日実施） | １　周囲に樹木等使用上の障害となるものがないか。 |  |
| ２　道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| ３　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 備　　　　　　考 |  |  |
| 検査実施者 | 統括防火管理者確認 |
|  |  |

（備考）不備欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者へ報告する。

（凡例）〇・・・良　×・・・不備欠陥　⊗・・・即時改修

該当しない項目は斜線で消すか抹消すること。

消防設備等・特殊消防用設備等点検票

別表５（消防用設備等・特殊消防用設備等点検票）

点検計画表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検の区分消防用設備等・特殊消防用設備等点検の種類 | 機器点検 | 総合点検 |
| 消火器 | 月　　　月 | 月 |
| 屋内消火栓設備 | 月　　　月 | 月 |
| スプリンクラー設備 | 月　　　月 | 月 |
| 水噴霧消火設備 | 月　　　月 | 月 |
| 泡消火設備 | 月　　　月 | 月 |
| 不活性ガス消火設備 | 月　　　月 | 月 |
| ハロゲン化物消火設備 | 月　　　月 | 月 |
| 屋外消火栓設備 | 月　　　月 | 月 |
| 自動火災報知設備 | 月　　　月 | 月 |
| 消防機関へ通報する火災報知設備 | 月　　　月 | 月 |
| 非常ベル | 月　　　月 | 月 |
| 放送設備 | 月　　　月 | 月 |
| 避難器具 | 月　　　月 | 月 |
| 誘導灯 | 月　　　月 | 月 |
| 連結散水設備 | 月　　　月 | 月 |
| 連結送水管 | 月　　　月 | 月 |
| 排煙設備 | 月　　　月 | 月 |
| 非常用コンセント | 月　　　月 | 月 |
| 自家発電設備 | 月　　　月 | 月 |
|  | 月　　　月 | 月 |
|  | 月　　　月 | 月 |

※消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

|  |  |
| --- | --- |
| 点検業者 |  |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |

自衛消防隊本部隊編成表及び任務

別表６（自衛消防組織編成任務）その１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 隊長副隊長 | 隊の区分 | 係別 | 隊員氏名 | 任務 |
| 　　　　自衛消防隊長　　　氏名　 | 　　　　自衛消防隊副隊長　氏名　 | 自　衛　消　防　本　部　隊 | 通報連絡班（情報） |  | １　消防機関への通報並びに通報の確認 |
| ２　館内への非常通報並びに指示命令の伝達 |
| ３　災害状況の情報収集 |
| ４　逃げ遅れ、負傷者等の情報収集 |
| ５　防火対象物地区隊との連絡調整、指示命令及び情報提供 |
| ６　関係者への連絡並びに消防隊への情報提供 |
| 初期消火班 |  | １　出火階に直行し、消火器、屋内消火栓による消火作業に従事 |
| ２　地区隊が行う消火作業への指揮指導 |
| ３　消防隊との連携及び協力 |
| 避難誘導班 |  | １　出火階並びに直上階に急行し避難開始の指示命令の伝達 |
| ２　非常口の開放並びに開放の確認 |
| ３　避難上障害となる物品の除去 |
| ４　未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 |
| ５　ロープ等による警戒区域の設定 |
| 安全防護班 |  | １　火災発生区域へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 |
| ２　非常電源の確保、ボイラー等の危険物施設の供給運転停止 |
| ３　エレベーター、エスカレーターの異常時の措置 |
| 応急救護班 |  | １　応急救護所の設置 |
| ２　負傷者の応急手当 |
| ３　救急隊との連携、情報提供 |
| ４　逃げ遅れた者の救出 |

自衛消防隊地区隊編成表及び任務

別表６（自衛消防組織編成任務）その２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区隊長 | 隊の区分 | 係別 | 隊員名 | 任務 |
| 地区隊長氏名　 | 第　１　地区隊（　１　階） | 通報連絡班（情報） |  | １　火災を発見又は知った場合は、本部隊（防災センター）へ通報する。 |
| ２　非常警報設備を操作し事業所全体に知らせる。 |
| ３　他地区からの火災の場合は地区隊長の指示に従って避難誘導に当たる。 |
| 初期消火班 |  | １　地区内の消火器、屋内消火栓を活用し消火活動に従事する。 |
| ２　他地区からの火災の場合は、地区隊長の指示により活動する。 |
| 避難誘導班 |  | １　メガホン、拡声器等を活用し、火点反対側の階段等を選定し誘導する。 |
| ２　パニック防止措置を行う。 |
| ３　出口、曲がり角、下階との合流箇所等に分散配置し、二次災害防止に当たる。 |
| ４　火災が上階の場合は、上階からの避難を優先することに留意する。 |
| 地区隊長 | 隊の区分 | 係別 | 隊員名 | 任務 |
| 　地区隊長氏名　 | 第　２　地区隊（　２　階） | 通報連絡班（情報） |  | １　火災を発見又は知った場合は、本部（防災センター）へ通報する。 |
| ２　非常警報設備を操作し事業所全体に知らせる。 |
| ３　他地区からの火災の場合は地区隊長の指示に従って避難誘導に当たる。 |
| 初期消火班 |  | １　地区内の消火器、屋内消火栓を活用し消火活動に従事する。 |
| ２　他地区からの火災の場合は、地区隊長の指示により活動する。 |
| 避難誘導班 |  | １　メガホン、拡声器等を活用し、火点反対側の階段等を選定し誘導する。 |
| ２　パニック防止措置を行う。 |
| ３　出口、曲がり角、下階との合流箇所等に分散配置し、二次災害防止に当たる。 |
| ４　火災が上階の場合は、上階からの避難を優先することに留意する。 |

様式は、階数等に応じて追加すること。

自衛消防隊地区隊編成表及び任務

別表６（自衛消防組織編成任務）その２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区隊長 | 隊の区分 | 係別 | 隊員名 | 任務 |
| 地区隊長氏名　 | 第　３　地区隊（　３　階） | 通報連絡班（情報） |  | １　火災を発見又は知った場合は、本部（防災センター）へ通報する。 |
| ２　非常警報設備を操作し事業所全体に知らせる。 |
| ３　他地区からの火災の場合は地区隊長の指示に従って避難誘導に当たる。 |
| 初期消火班 |  | １　地区内の消火器、屋内消火栓を活用し消火活動に従事する。 |
| ２　他地区からの火災の場合は、地区隊長の指示により活動する。 |
| 避難誘導班 |  | １　メガホン、拡声器等を活用し、火点反対側の階段等を選定し誘導する。 |
| ２　パニック防止措置を行う。 |
| ３　出口、曲がり角、下階との合流箇所等に分散配置し、二次災害防止に当たる。 |
| ４　火災が上階の場合は、上階からの避難を優先することに留意する。 |
| 地区隊長 | 隊の区分 | 係別 | 隊員名 | 任務 |
| 　地区隊長氏名　 | 第　４　地区隊（　４　階） | 通報連絡班（情報） |  | １　火災を発見又は知った場合は、本部（防災センター）へ通報する。 |
| ２　非常警報設備を操作し事業所全体に知らせる。 |
| ３　他地区からの火災の場合は地区隊長の指示に従って避難誘導に当たる。 |
| 初期消火班 |  | １　地区内の消火器、屋内消火栓を活用し消火活動に従事する。 |
| ２　他地区からの火災の場合は、地区隊長の指示により活動する。 |
| 避難誘導班 |  | １　メガホン、拡声器等を活用し、火点反対側の階段等を選定し誘導する。 |
| ２　パニック防止措置を行う。 |
| ３　出口、曲がり角、下階との合流箇所等に分散配置し、二次災害防止に当たる。 |
| ４　火災が上階の場合は、上階からの避難を優先することに留意する。 |

様式は、階数等に応じて追加すること。